

京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業（以下「居宅サービス等事業」という。）に係る事業者の指定並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「介護保険施設等」という。）の指定又は許可並びにこれらに関する届出について、事前相談の手続、審査基準その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法並びに法に基づく政令、省令及び告示（以下「介護保険関係法令」という。）で使用する用語の例による。

(法令遵守)

第3条 介護サービス事業者の指定又は許可を受けた者及び受けようとする者は、介護保険関係法令、この要綱、他の法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、常に適正な介護サービスの提供を行うよう相当の注意をもって、その運営に努めなければならない。

第2章 居宅サービス等事業の事業者指定

第1節 事前相談

(指定の事前相談)

第4条 居宅サービス等事業に係る事業者の指定を受けようとする者（指定の更新を受けようとする者を除く。以下「居宅事業予定者」という。）は、事業者指定の申請手続が円滑に行われるよう、あらかじめ別に定める事前相談票を作成のうえ、市長に事前相談を行うものとする。ただし、特定施設入居者生活介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより事前協議を行うものとする。

2 居宅事業予定者は、指定を受けようとする居宅サービス等事業の実施に当たり、建物その他の施設の新築又は改修等の工事により当該事業の用に供する設備を設ける必要があるときは、当該工事を行おうとする前に前項の事前相談を行うものとする。

第2節 指定の申請

(指定の申請手続)

第5条 居宅事業予定者は、京都市介護サービス事業者の指定等に関する要綱（以下「指定要綱」という。）で定める指定（許可）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出して、法第70条第2項、第78条の2第4項及び第6項、第79条第2項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第4項又は第115条の22第2項の各号に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 申請書には、指定要綱その他別に定める書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、現に行われている他の指定又は許可の申請において市長に提出された書類（公の認証のある証明書類にあっては、3箇月以内に発行されたものに限る。）については、その内容に変更がなく、かつ、申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しない。ただし、市長が、審査のため提出が必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、居宅事業予定者に対し、居宅事業予定者が法人である場合は当該法人を代表する者本人、居宅事業予定者が法人以外の者である場合は当該者本人から直接に、説明、報告等を求めるものとする。

(申請に対する審査、応答)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていること等、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、居宅事業予定者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとする。

(標準処理期間)

第7条 申請書が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、2箇月間とする。

(指定の審査基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第70条第2項、第4項、第5項及び第10項、第78条の2第4項及び第6項、第79条第2項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第4項又は第115条の22第2項の各号に該当するものとして、指定を行わない。

(1) 申請書の内容が次に掲げる基準を満たしていない場合

ア 介護保険関係法令に定められた人員、設備及び運営に関する基準を満たしていること。

イ 偽りその他不正の手段により指定を受けようとしているものでないこと。

ウ 居宅事業予定者は、居宅サービス等事業の運営を適正かつ継続して円滑に行うに足る知識経験を有する者であること。

エ 従業者は、適正な介護サービスの提供を行うに足る知識経験を有する者とし、次に掲げる基準を満たしていること。

- (ア) 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であること。
- a 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 - b 介護支援専門員
 - c 介護福祉士
- (イ) 事務職を除く従業者の3割以上の者が、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。ただし、介護予防支援事業所の指定に当たってはこの規定を適用しない。
- オ 適正な事業運営を行うために必要な人員を確保するとともに、次に掲げる要件を満たしていること。
- (ア) 同一の者が原則3種類を超える職務を兼務しないこと。
- (イ) 従業者に係る指揮命令及び労働条件を雇用契約、就業規則等で明確にしていること。
- カ 適正な事業運営を行うために必要な施設設備として、次に掲げる要件を満たしていること。
- (ア) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画の事務室等の設置が必要とされる場合の面積は、原則として7.4平方メートル以上を標準とすること。
- (イ) 要介護者等に配慮した施設設備とすること。
- (ウ) 居宅（要介護者等が独立して日常生活を営む住居とするのにふさわしい場所をいい、要介護者等が多数入居し、入居者に対し集団的な処遇が行われることが想定されている場所等を除く。）以外の要介護者等にサービス提供を予定していないこと又はそのおそれがないこと。
- (エ) 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護における施設に係る土地又は建物を賃借する場合には、継続的かつ安定的に事業を実施することができるよう、契約期間を可能な限り長期のものとするとともに、契約解除の際には、代替施設の確保に十分な催告期間を設ける契約とすること。
- (オ) 居宅事業予定者の居宅等の一部を事業所とする場合については、要介護者等のプライバシーを保護するため、事業所と居住等の用に供する部分を明確に区分する等の措置を講じていること。

- キ 居宅事業予定者が既に法に基づく指定又は許可を受けている場合は、当該事業が適正に運営されていること。この場合においては、必要に応じて、既に指定若しくは許可を受けている事業所又は施設（当該事業所又は施設が複数ある場合は、その全部又は一部）に対して実地指導を行い確認するものとする。
- ク 居宅サービス等事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所の利用者が継続して同等のサービスを利用することができる方策が講じられていること。
- ケ 指定を受けようとしている居宅サービス等事業と他の事業との区分を明確にするため、次の要件を満たしていること。
- （ア） 従業者の配置又は設備機能が一体となって運営されるおそれがないこと。
- （イ） 経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備することとしていること。
- コ 資本金のほかに、収支計画に想定される累積赤字額を上回る資金を確保する等、適正な資金計画が示されていること。
- サ 京都市介護保険事業計画に支障を及ぼすおそれがないこと。
- シ 居宅事業予定者が次に掲げる者でないこと。
- （ア） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （イ） 法の規定に基づき指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- （ウ） 法の規定に基づく指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- （エ） （ウ）に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、（ウ）の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない病院等（当該

事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

- (オ) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で別に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (カ) 申請前5年以内に介護サービスに係る事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者
- (キ) 京都市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第45号）第2条第1項第4号に掲げる暴力団員等である者
- (ク) 法人で、その役員等のうちに（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者のあるもの
- (ケ) 法人でない病院等で、その管理者が（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者
- (コ) 介護給付費の返還又はそれに伴う加算金の支払を命じられ、返還又は支払を命じられた額の全部を納付していない者
- (サ) 事業所の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委託、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な介護サービスの提供ができなくなるおそれのあるもの
- (シ) 申請に係る事業以外の業務（申請者が法人の場合にあっては、その役員等が役員等に就任している他の法人における業務を含む。）に関し、現に違法若しくは不正な行為を行っている者又は違法若しくは不正の行為を行ったときから1年を経過しない者で、当該違法若しくは不正の行為の内容から、介護保険関係法令に従った適正な事業運営ができないおそれがあるもの
- (ス) 利用者又はその関係者（以下「利用者等」という。）が他の利用者を紹介、又はあっせんすることに対し、利用者等に利益を約し、又は不利益を免れることを約することにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払を免除する等、介護保険関係法令に沿った適正な事業運営ができないおそれがある者
- (セ) 法令の規定に基づかず、不特定又は特定の多数の者から、出資金、預り金、会費その他いかなる名称であるかにかかわらず、資金の提供を受けることにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払を免除する等、介護保険関係法令に沿った適正な事業運営ができないおそれがある者
- (ソ) （ア）から（セ）までに掲げる者のほか、公共の利益若しくは要介護者等の生命、身体、財産等を害する事業又はそれらを害するおそれのある事業を行い、又は当該事業を行うおそれがある者

- (2) 地域密着型通所介護につき、事業所を開設しようとする日常生活圏域に定期巡回・

随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスの事業を行う事業所があり、当該日常生活圏域における地域密着型通所介護の量が、京都市介護保険事業計画において定める見込量に既に達しているとき（以下、当該日常生活圏域を「地域密着型通所介護指定拒否圏域」という。）

(3) 通所介護又は地域密着型通所介護につき、事業所を開設しようとする日常生活圏域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスの事業を行う事業所があり、当該日常生活圏域における通所介護及び地域密着型通所介護の量の合計が、京都市介護保険事業計画において定める見込量に既に達しているとき（以下、当該日常生活圏域を「通所介護等指定拒否圏域」という。）

(4) 申請書に記載された内容が現状と相違する場合で、当該相違の改善が見込めないとき

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な居宅サービス等事業の実施が確保できないと認める場合

2 市長は、介護予防支援事業者の指定に当たっては京都市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取するものとする。

(変更の届出)

第9条 居宅事業予定者は、申請書の記載事項又は添付書類の内容に変更があったときは、速やかに、別に定める書面に変更事項に係る書類を添付して市長に届け出なければならない。

第3節 指定の更新

(指定の更新の申請手続)

第10条 居宅サービス等事業に係る事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定要綱で定める指定（許可）更新申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出して、法第70条の2第4項において準用する法第70条第2項、法第78条の12において準用する法第78条の2第4項及び第6項、法第79条の2第4項において準用する法第79条第2項、法第115条の11において準用する法第115条の2第2項、法第115条の21において準用する法第115条の12第2項及び第4項又は法第115条の31において準用する法第115条の22第2項の各号に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長が必要と認めて別に定める書類

(2) 別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(申請の規定の準用)

第11条 第5条第4項、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は、前条に定める指定の更新の申請手続に準用する。

第3章 介護保険施設等の指定及び許可

第1節 事前相談

(指定等の事前相談)

第12条 介護保険施設等の指定又は許可を受けようとする者（指定又は許可の更新を受けようとする者を除く。以下「施設事業予定者」という。）は、事業者指定又は許可の申請手続が円滑に行われるよう、あらかじめ別に定める事前相談票を作成のうえ、市長に事前相談を行うものとする。

- 2 施設事業予定者は、指定又は許可を受けようとする介護保険施設等の開設に当たり、建物その他の施設の新築又は改修等の工事により当該施設等の設備を設ける必要があるときは、当該工事を行おうとする前の適切な時期に前項の事前相談を行うものとする。

第2節 指定又は許可の申請

(指定又は許可の申請手続)

第13条 施設事業予定者は、申請書を市長に提出して、法第78条の2第4項及び第6項各号、法第86条第2項各号、法第94条第3項各号、第4項及び第5項、法第107条第3項各号並びに同条第4項及び第5項に規定する事由に該当しないことを明らかにしなければならない。

- 2 申請書には、指定要綱その他別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、現に行われている他の指定又は許可の申請において市長に提出された書類（公の認証のある証明書類にあっては、3箇月以内に発行されたものに限る。）については、その内容に変更がなく、かつ、申請書にその旨が付記されたときは、添付を要しない。ただし、市長が、審査のため提出が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、申請書の審査に当たり、必要に応じて、施設事業予定者に対し、施設事業予定者が法人である場合は当該法人を代表する者本人、施設事業予定者が法人以外の者である場合は当該者本人から直接に、説明、報告等を求めるものとする。

(指定及び許可の審査基準)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第78条の2第4項及び第6項各号、法第86条第2項各号、法第94条第3項各号、第4項及び第5項、法第107条第3項各号並びに同条第4項及び第5項に規定する事由又は平成18年改正前法第107条第3項各号及び同条第4項に規定する事由に該当するものとして、指定又は許可を行わない。

(1) 申請書の内容が次に掲げる基準を満たさない場合

- ア 介護保険関係法令に定められた人員、施設及び運営に関する基準を満たしていること。

- イ 偽りその他不正の手段により指定を受けようとしているものでないこと。
- ウ 施設事業予定者は、介護保険施設等の運営を適正かつ継続して円滑に行うに足りる知識経験を有する者であること。
- エ 従業者は、適正な介護サービスの提供を行うに足りる知識経験を有する者とし、次に掲げる基準を満たしていること。
- (ア) 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であること。
- a 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 - b 介護支援専門員
 - c 介護福祉士
- (イ) 事務職を除く従業者の3割以上の者が、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービスにおいて、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合は勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。
- オ 適正な事業運営を行うために必要な人員を確保するとともに、次に掲げる要件を満たしていること。
- (ア) 同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。
- (イ) 従業者に係る指揮命令及び労働条件を雇用契約、就業規則等で明確にしていること。
- カ 施設事業予定者が既に法に基づく指定又は許可を受けている場合は、当該事業が適正に運営されていることを確認することができること。この場合において、当該確認は、必要に応じて、既に指定又は許可を受けている事業所又は施設（当該事業所又は施設が複数ある場合は、その全部又は一部）に対する実地指導により行うものとする。
- キ 介護保険施設等の運営を行うことができなくなった場合において、当該施設の入所者又は入院患者が継続して同等のサービスを受けることができる方策が講じられていること。
- ク 指定又は許可を受けようとしている介護保険施設等に係る事業と他の事業との区分を明確にするため、次の要件を満たしていること。
- (ア) 従業者の配置又は設備機能が一体となって運営されるおそれがないこと。
- (イ) 経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。
- ケ 資本金のほかに、収支計画に想定される累積赤字額を上回る資金を確保する等、適正な資金計画が示されていること。
- コ 京都市介護保険事業計画に定める必要利用定員総数を超えるものでないこと。
- サ 京都市介護保険事業計画に支障を及ぼすおそれがないこと。
- シ 施設事業予定者が第8条第1項第1号のシの（ア）から（ソ）までに掲げる者でないこと。

(2) 申請書に記載された内容が現状と相違する場合で、当該相違の改善が見込めないとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な介護保険施設等の運営が確保できないと認める場合

(居宅サービス等事業の規定の準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、介護保険施設等の指定及び許可に係る申請について準用する。

第3節 指定又は許可の更新

(指定又は許可の更新の申請手続)

第16条 介護保険施設等の指定又は許可の更新を受けようとする者は、更新申請書を市長に提出して、法第78条の12において準用する法第78条の2第4項及び第6項、法第86条の2第4項において準用する第86条第2項各号、第94条の2第4項において準用する法第94条第3項各号及び第4項並びに第108条第4項において準用する法第107条第3項各号に規定する事由に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長が必要と認めて別に定める書類

(2) 別に定める誓約書（地方公共団体が申請を行う場合を除く。）

(申請の規定の準用)

第17条 第6条、第7条、第9条、第13条第4項並びに第14条の規定は、前条に定める指定又は許可の更新の申請手続に準用する。

第4章 指定後の変更

(変更の届出等)

第18条 事業者は、代表者、管理者、サービス提供責任者その他の別に定める職種に従事する従業者を変更したときは、遅滞なく指定要綱に定める変更届を市長に提出するものとする。

2 事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協議を行うものとする。

(1) 利用定員等の変更

(2) 事業の実施場所の変更（移転、増改築、レイアウト変更など。）

3 前項各号に掲げる事項に係る協議のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、その協議を行わない。

(1) 地域密着型通所介護の事業所が利用定員を増やそうとする場合であって、当該事業所が地域密着型通所介護指定拒否圏域にあるとき

- (2) 通所介護又は地域密着型通所介護の事業所が利用定員を増やそうとする場合であって、当該事業所が通所介護等指定拒否圏域にあるとき
- (3) 地域密着型通所介護の事業所が地域密着型通所介護指定拒否圏域に移転しようとする場合（同一の地域密着型通所介護指定拒否圏域内における移転を除く。）
- (4) 通所介護又は地域密着型通所介護の事業所が通所介護等指定拒否圏域に移転しようとする場合（同一の通所介護等指定拒否圏域内における移転を除く。）

第5章 廃止又は休止

（事業所の廃止等）

- 第19条 事業者は、事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続して介護サービスを受けることができるための措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所を休止しようとする場合は、指定要綱に定める様式により、市長にその期間を届け出るものとする。この場合において、その休止期間は、1年以内とする。
- 3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も、再開の届出がない場合、又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、事業者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

第6章 再開

（事業所の再開）

- 第20条 休止している事業所を再開しようとする事業者は、あらかじめ、別に定めるところにより再開に係る協議を行うものとする。

第7章 雑則

（実施細目）

- 第21条 この要綱の施行に伴い必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行前に介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱（平成17年6月24日京都府告示第389号、以下「府審査要綱」という。）の規定に基づき京都府知事に対してなされた事前相談、指定又は許可の申請その他の手続は、この要綱の施行後は市長に対してなされたものとみなす。
- 3 前項の規定に基づき市長に対してなされたものとみなされた事前相談、指定又は許可の申請その他の手続に対して市長が行う審査その他の手続は、この要綱施行後も府審査

要綱の規定に基づき行うものとする。

- 4 この要綱の施行時に指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事前協議に関する要綱による事前協議を行っている事業者又は既に指定を受けている地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者については、当面の間、第8条第1項各号又は第14条第1項各号の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。